

令和2年度第1回 大阪狭山市総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和2年11月26日(木)
開会：午前11時 閉会：午後0時

2. 場 所 大阪狭山市役所 3階 委員会室

3. 出席者 大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市教育委員会

教育長 竹谷 好弘

教育委員 山田 順久

教育委員 田川 宜子

教育委員 河合 洋次

教育委員 井上 寿美

(事務局等)

副市長

田中 斉

副市長

堀井 善久

政策推進部長

田中 孝

政策推進部企画グループ課長

西野 公一

政策推進部企画グループ主査

奥平 歩実

教育委員会事務局教育部長

山崎 正弘

教育委員会事務局教育部理事

酒匂 雅夫

教育委員会事務局教育部教育総務グループ課長

北野 真也

教育委員会事務局教育部教育総務グループ参事

荒川 郁代

教育委員会事務局教育部教育総務グループ主任

平井 大地

教育委員会事務局教育部副理事兼学校教育グループ課長

尾島 肇

教育委員会事務局教育部学校教育グループ課長補佐

古川 誠

教育委員会事務局教育部社会教育・スポーツ振興グループ課長

林部 雅司

教育委員会事務局こども政策部長

松本 幸代

(以上21名)

4. 傍聴者 4名

5. 会議の概要

(1) 開会

(2) 案件

1. ポストコロナ期における今後のICT教育の取組みと課題

2. その他

(3) 閉会

事務局（政策推進部企画グループ課長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第1回大阪狭山市総合教育会議を開催させていただきます。

本日は、公私何かとお忙しい中、本会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

私は、本会議の事務局を務めます大阪狭山市政策推進部企画グループ課長の西野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

案件に入ります前に、本日、皆様にお配りをいたしております資料の確認をさせていただきます。

本日の資料といたしまして、会議次第でございます。A4、1枚ものの資料でございます。以上、次第を含めて2点でございます。皆様、資料はお揃いでしょうか。

次に、会議の公開についてご報告を申し上げます。大阪狭山市総合教育会議設置要綱第6条の規定に基づきまして、本会議は公開としており、「大阪狭山市総合教育会議運営要領」第3条の規定に基づきまして、本会議の定員は20名までといたしております。なお、本日は4名の方が傍聴にお見えになっておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからは、市長に議事を進めていただきます。市長、よろしくお願いたします。

市長

改めましておはようございます。令和2年度の第1回大阪狭山総合教育会議にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。まずは、平素より教育委員の皆様におかれましては、大阪狭山市教育行政各般にわたりまして、発展と振興にご尽力いただいております。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

そして今年は何といても、コロナということで、ある意味コロナ危機になっているのかなと思います。

思い返しますと、この年度当初、学校の一斉休校から始まりまして、運動会の規模を縮小して開催したり、修学旅行も本来の形ではない形ですけれど、実行され、本当に、子どもたちの学校生活も大きく、様変わりしています。

そういう中で、本来であれば、もう少し先に、学校でのGIGAスクール構想が新たに取り入れられる予定でありましたけども、今回のこのコロナの影響で、前倒しで、学校現場に取り入れるという動きになってきました。

これまでも、タブレット端末については、すでに導入はされておりましたけども、一人1台、すべての教科で、教科副教材として導入するのは、新しい取組みの一つだと思っています。

そういう中で、今日は、このポストコロナ期における、今後のICT教育の取組みと課題ということで、今申し上げましたように、新しい取組みだという認識の中で、おそらく、実際に導入されて以降も、いろんな課題や懸念が出てくるだろうと思います。

それを今、こういうことが課題として起こるであろうと、こういうところが心配だというところを、皆様のご意見もいただきながら、その課題認識を共有したいということが、今日のテーマだと思っておりますので、それぞれの立場で、こういうところに課題がある、こういうところが心配だということについて、忌憚のないご意見を頂戴でき

ればと思っています。

そうしましたら、まずは、この議題の「ポストコロナ期における今後の ICT 教育の取組みと課題」について、事務局から説明をお願いします。

学校教育グループ課長

それでは、「ポストコロナ期における今後の ICT 教育の取組みと課題」についてご説明いたします。A4 横置きの「資料」をご覧ください。

教育委員会としましては、第 2 期大阪狭山市教育振興基本計画の基本理念である「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」に基づき、変化の激しい時代にあっても、さやまの子どもたちがつどい、学びあい、助け合うことによって、一人ひとりが楽しく、豊かで健康な生活を送っていくことができるよう、文部科学省の「GIGA スクール構想」と本市のこれまでの教育実践の成果とを効果的に組み合わせ、取組みをさらに充実させてまいりたいと考えております。

学習活動に ICT 機器を導入し、活用することで、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を促進することができるよう、教育委員会では現在、ネットワーク環境や一人 1 台の学習用端末の整備を進めているところでございます。各小中学校におけるネットワーク環境については、年度内に所要の工事が完了し、超高速インターネット及び無線 LAN の環境が整う予定です。また一人 1 台の学習用端末については、年内には各校に順次導入し、セットアップや教員研修を実施した後、試行的に使用を開始し、3 学期から段階的に運用をスタートする予定です。

ここで、現在進めている一人 1 台の端末を活用した授業の様子を、動画をご覧ください。

(動画：5 分程度)

今ご覧いただいておりますのは、この 11 月に、小学校の 5 年生を対象に実施した、算数の授業の様子です。児童が活用しておりますのは、現在コンピューター教室に配備されているタブレット端末で、一人 1 台の端末の導入を想定して教室に持ち込んで授業を行っております。単元としましては「四角形と三角形の面積」、単元の目標としましては、「四角形や三角形の面積の求め方を、数学的表現を用いて、多面的に考える力を養う」というものでございます。

ここでのタブレット端末の活用のポイントでございますが、児童が面積の求め方を考えたり、表現したり、説明したりする際の補助ツールとして、活用しております。

今前の大型テレビの方に発表している児童のタブレット端末の画面が写っておりますが、これと同じ画面が、他の教室全員の児童の画面にも送信されており、全体で共有しているという状況でございます。

動画は以上です。

それでは、「ポストコロナ期における今後の ICT 教育の取組みと課題」について、改めてご説明いたします。

まず、ポストコロナ期における今後の ICT 教育の取組みについてでございます。

本市の今後の ICT 教育の取組みとしましては、**学校の授業を中心とした教科等の指導**

における ICT の活用と、**学校と家庭をつなぐオンライン学習**の大きく二つの側面を想定しており、教科等の指導における ICT 活用について、これまでの教育実践と児童生徒用タブレット端末を中心とした ICT 機器の活用を効果的に組み合わせることで、新学習指導要領で求められている主体的・対話的で深い学びの実現を図ってまいります。

教科等の指導における ICT 活用には、活用場面として、授業での児童生徒による ICT 活用場面・授業での教員による ICT 活用場面・学習評価や授業改善を充実させるための ICT 活用場面の 3 つの場面があると考えております。

授業での児童生徒による ICT 活用場面については、主に 3 つの活用目的があると想定しております。

1 つ目は、情報を収集したり選択したりするための活用で、児童生徒が課題を解決するために、インターネットブラウザを使って情報を集めたり、比較したり、必要な情報を選択したりする学習活動を想定しております。

2 つ目は、自分の考えや調べたことをまとめたり、わかりやすく発表したりするための活用で、児童生徒が考えたことや調べたことを、ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトを使って、まとめたり、わかりやすく発表したりする活用を想定しております。本市の児童生徒用タブレット端末には、「Microsoft365」が搭載されており、「Word」「Excel」「PowerPoint」を活用することが可能となっております。

3 つ目は、繰り返し学習や個別学習知識の定着と技能の習熟を図るための活用です。児童生徒用タブレット端末のデジタルドリルを使って、児童生徒が自分の習熟度に応じた練習問題に取り組んだり、苦手な単元を解説動画で確認したりする学習活動を想定しております。現在、EdTech 事業におきまして、令和 2 年度内は、児童生徒が期間限定で、問題データベースタブレットドリルを活用することが可能となっており、現在それに向けた準備を進めているところでございます。デジタルドリルにつきましては、正面のスクリーンに参考資料を提示させていただいております。

授業での教員による ICT 活用場面については、2 つの活用目的を想定しております。

1 つ目は、児童生徒が興味関心を高めたり、学習課題を明確に掴んだりするための活用で、教師用デジタル教科書や「NHK for School」等の Web 上の学習動画、教員自作の学習動画やプレゼンテーション資料等の活用による授業作りの工夫や学習支援を想定しております。「NHK for School」は、一般に公開されているものでございまして、例えば正面のスクリーンに映してございますような、コンテンツが用意されております。

2 つ目は、児童生徒の思考や理解を深めるための活用です。授業支援ソフトを使って、児童生徒の考えや調べたことをグループや学級全体で共有し、さらに思考を深めていくことができるような授業を行います。本市の児童生徒用タブレット端末で授業支援ソフト「オクリンク」を活用し、児童生徒が考えを表現したり、お互いの考えを共有したりすることが可能となっております。「オクリンク」の案内につきましては、正面のスクリーンを参考にご覧ください。

学習評価や授業改善を充実させるための ICT 活用場面につきましては、授業支援ツールを使ってインターネット上で簡単なアンケートや確認テストを行い、児童生徒の学習状況の評価や授業改善に役立ててまいります。本市では、授業支援ツールとして、「G Suite for Education」を導入いたします。「G Suite for Education」に搭載されている

「フォーム」を活用して、簡単なアンケートや確認テストを行い、自動的に集計することが可能となっております。「G Suite for Education」については、正面のスクリーンをご覧ください。主なアプリの内容を掲載してございます。授業支援や文書作成、発表資料の準備などの対応が可能となっております。

続いて、**家庭と学校をつなぐオンライン学習**について、でございます。本市の今後のICT教育の取組みのもう1つの側面は、学校と家庭をつなぐオンライン学習の推進です。ポストコロナ期においても、児童生徒用タブレット端末を活用して、学びの継続を図ってまいります。オンライン学習の本市の全体イメージについては、正面のスクリーンのとおりです。学校と家庭をつなぐオンライン学習には、リアルタイム（同期型）で学ぶものと、時間や場所に関係なく、オンデマンド（非同期型）で学ぶものがあります。また新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校時の活用と、平時におけるオンライン学習の活用の二つの活用場面を想定しています。

1つ目の新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校での活用場面については、臨時休校中においても家庭での学びを継続できるよう、授業支援ツールを使って、学校から児童生徒や保護者に向けて、学習課題を提示したり、連絡事項を周知したりします。また、Web上の学習動画や教員による自作の学習動画やプレゼンテーション資料等を活用したオンデマンド学習を行ってまいります。「G Suite for Education」には、「Classroom」が搭載されており、こちらを活用して、学級ごとの時間割を提示したり、学習課題を送受信することが可能となっております。さらに臨時休校中には、児童生徒の家庭での状況把握と学びの継続を図るため、ビデオ会議アプリを活用したりリアルタイムでのオンラインホームルームや授業に取り組んでまいります。

2つ目の平時におけるオンライン学習の活用場面については、授業支援ツールやビデオ会議アプリの活用により、不登校児童生徒や病気療養中の児童生徒の学習機会の保障・充実を図ってまいります。このようなポストコロナ期におけるICT教育構想に基づき、これからの学びのあるべき姿とされる「主体的・対話的で深い学び」、「子どもたち一人一人に個別最適化された学び」、「社会と繋がる協働的・探求的な学び」の実現を図るとともに、こうした学びを通して、予測困難と言われるこれからの社会において、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え判断して行動し、それぞれの幸せを実現する力を持った子どもたちの育成をめざしてまいります。

さて、このようなポストコロナ期におけるICT教育の取組みを進めるにあたって、3つの課題があると考えております。

1つ目は、児童生徒に対する情報モラル教育と教育研修の一層の充実でございます。児童生徒がICT機器を適切安全に使いこなすことができるよう、ネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことが大切になってまいります。ネットリテラシーについては例えば、文部科学省から正面のスクリーンのような資料が発出されております。また教員については、これまでの授業実践の成果を基礎としながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを引き出すことができるよう、ICT機器を効果的に活用するための研修や、好事例の普及を、計画的・継続的に進めていくことが大切であると考えております。

2つ目は、児童生徒用タブレット端末の日常管理など、ICTを活用した授業運営につ

いてでございます。市内約4,800台の児童生徒用タブレット端末の活用にあたっては、端末の不具合やネットワーク上のトラブル対応等日常的な管理業務が生じることで、教員の負担が増大することが懸念されます。ICTを活用した学習指導の機会を充実させつつ、教員が児童生徒と向き合う時間を十分確保することができるよう、学校におけるタブレット端末の管理体制を整備することが大切であると考えております。

3つ目は家庭における通信環境整備です。一人1台のタブレット端末は、臨時休校中だけでなく、平時においては、定期的に家庭へ持ち帰り、家庭学習で活用することを想定しております。その場合、家庭におけるWi-Fi環境が整備されていることが必要な条件となってまいります。教育委員会としましては、タブレット端末の持ち帰り活用に向け、家庭においても、Wi-Fi環境を整備していただけるよう、協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、ポストコロナ期における今後のICT教育の取組みについての説明とさせていただきます。

市長

ただいま事務局から説明がありました。

1回、聞くだけで、すべてを把握するのは、少し難しいところがありますが、先ほどの動画のように実際に使っている現場の映像を見ると、こういう使い方、みんな勉強するのだというのは、納得できるというか、理解できるのですけれどもね。資料だけだとなくなかなか理解が難しいところがあります。

そうしましたら、今説明いただいた資料を見ながら進めていきたいと思っておりますけれども、このICT教育の取組みの中では、教科等の指導におけるICTの活用の仕方と、学校と家庭をつなぐオンライン学習としての活用の仕方の大きく2つに分けての説明でした。

その中で、今後の課題ということで、3つに分けて書かれておりますけれども、こういう考え方ができるのではないかと考えています。

野球とかサッカーのスポーツに例えたときに、まずルールがあります。野球にしてもサッカーにしてもルールがあります。今回このタブレット端末を導入することで、どういうルールが必要なのか、先ほどの言葉で言うと、情報リテラシーとか、情報モラルであるとか、おそらくそういう部分が、ルールということになると思うのですけれども、これをどういうふうに考え、そして、課題としてどういうものがあるのかという考え方が1つ目。

いざタブレット端末を使って、今後いろいろと学習するわけですが、当然野球・サッカーにしても、個々のスキルをどう高めるか。スキルを高めるためには何をしないといけないかであるとか、当然チームプレーなので、全員でこの競技をするにはどうすれば、チームレベルが上がるのか、そういうことを当然考えると思います。同じようにこのタブレット端末を導入することで、子どもたちのスキルをどういうふうに高めようとしているのか、全体として何を求めているのか、という考え方が2つ目。

また、3つ目は、野球にしてもサッカーにしても、競技場やスポーツできる広場、環境があります。同じように、このタブレット端末を導入する環境。学校の環境であったり、家庭の環境であったり、地域の環境であったり、そういうものをどう考えて、また課題についてどう対応していくかという考え方と、ICT教育の取組みを進めるに当たっ

での3つの考え方と、同じような考え方ができると思っています。

そういう意味では、まずこの課題の1つ目。児童生徒に対する情報モラル教育と、教員研修の一層の充実ということで、特にそのルールとして、どういうルールを、今後考えながら、課題を共有していけばいいのか、認識をすればいいのかというところで、まずは、ご意見を頂戴したいと思います。

○教育委員

先だってから学校に行かせていただいて、実際の授業を見せてもらう機会がございました。その中に今すでに配置されているICT機器を使って、随分いろいろな形で、取り組まれていました。教員は、この一人1台のタブレット端末が導入されるということに対して大変期待しています。

これが入れば、いろいろな授業ができると、前向きな意見をたくさん聞かせてもらったので、そういう授業の取組みを学校単位で進めるとともに、それを、大阪狭山市内の学校間でも共有できるような取組みはもうすでに教育委員会で進めていますけども、さらに充実させることによって、授業の質、授業内容が、効果的なものになるのではないかと思います。

一方、リテラシーの部分では、若干心配されているような意見もございますけれども、発達段階が違いますので、小学校・中学校それぞれ発達段階に合わせて、保護者も交えた形での、研修といったものをしっかりやっつけていかなければならないのではないかなと思います。

○教育委員

高学年はタブレット端末を上手に使えるのですが、リテラシーというのは、私にもわからないことがたくさんあります。

IDとパスワードが個人でそれぞれ違う。そのICT機器を使ってスキルをどうするか。

今回のように長期の臨時休校になったときには、学習が止まってしまいます。子どもを育てている親として、学習を止めるというのは、学びの場がなくなるということが不安で、このようにICTで、タブレット端末を活用してスキルを上げて、学習を止めないということが大事です。

学校ではそういうふうにGIGAスクール構想で一人1台のタブレット端末を、みんながみんな手元にあって、スキルを上げていけるという環境が大事だと思います。

○教育委員

一人1台タブレット端末を持たせると、やはりみんなが情報モラル、リテラシーを子どもにどうやって教えていくのかということ。

スマートフォンなどが普及して、トラブルが増加していますし、情報技術の進化の中で、情報モラルの取得というのはもちろんです。小学生でも、スマートフォンを持つような時代ですけど、タブレット端末を一人1台持たせるのであれば、モラルや情報リテラシーの教育はすごく重要だと思います。インターネット上の情報はやはり不確かなものも多いため、私自身も仕事で調べる際にはインターネットを使っていますが、やはり確かな情報を選別していかないといけません。そういう部分もしっかり教えていく必要があると思います。教員方の負担は大変大きいと思いますけれど、しっかりその部分を、研修などを受けていただいて、教えていただきたい。

ただ、学校だけでやるというのはやはり限界があると思います。家庭の方にも情報モラル、リテラシーといった啓発活動を行って、子どもに家庭でも教えていただくということが重要ではないかと思っています。

○教育委員

大学はコロナで、授業をオンラインですということが、実際にこの1年で急速に進みました。それに私は相当苦労しながらやってまいりましたが、今、少しずつそのゼミとか小さな集まりでの対面授業が始まっています。皆、人と会うことを喜び、友達と会うことを喜んでいます。もちろんその緊急事態宣言下でも授業ができたというメリットはあるのですが、やはりオンラインで顔を合わせているだけでは得られないものがあります。

私はやはり学校教育における授業の良さというのは、人が集い合って、そこで生身の体温とか匂いとか、そんなものも含めながら、交換し合う中で教員と一緒に学んでいくことだと思います。もちろん、教室で今見せていただいた動画のような授業では、そこに人もいるし、子どももいるし教員もいるけれども、おそらくタブレット端末の画面に、子どもたちが集中し出すことによって、従来、教員が授業する際には、何かその知識として伝える、スキルとして伝える以外の部分を出せる時間もあれば、汲み取ってくれる時間もあるような気がします。オンラインだけだとそこが削られてしまわないかなと、とても心配です。

オンラインの教材を作ると、ぎっしり時間内に必要な知識を詰め込んでしまいます。教員も自主教材を作り始められたときに、多分そういう授業の組み立てになっていけるのではないかと思います。1回分学べたけれどもすごくしんどいという、心のゆとりをなくすようなことにならないのか、教員のスキルアップと同時に、そうではない世界の大切さも教員方に知ってもらいながら研修を進めていく必要があります。

○市長

ありがとうございます。今、各委員からご意見、課題認識をお示しいただきました。

先ほど事務局からの説明にもありましたけど、やはりその教育リテラシー、情報リテラシー、ここはやはり徹底して、ルールを指導していくということは重要であると思います。

ただ、学年によって、その教え方というのは変わってくるかと思うので、きめ細かに指導していくということは必要かと思っています。当然それに向けての教員の研修も必要になってくるであろうと思います。インターネットに接続している時の使い方というのは特にいろんな面でのリスクが伴いますので、先ほどの野球とかサッカーでいうと、レッドカードとか退場になり得るようなことも当然起こり得ますから、そこについては重々認識しながらも、これを言葉で言ってもなかなかピンとこない部分があります。実際経験しながら、身につけていく部分もあるかもしれませんけれども、そういうところは、各学年に応じたルールの説明の仕方、教え方、指導の仕方をお願ひしたいと思います。

ご意見にありました、学校だけではなく、家庭の方でも、リテラシー、モラルという部分については指導してほしいということ。また、タブレット端末に集中するあまり、知識以外の、人として大事な部分が欠けるのではないかというところで、そこへの配慮、そういう指導の仕方ですね、活用の仕方をお願ひしたいと思います。

そうしましたら、その次の課題に行きたいと思います。

2つ目、この児童生徒用タブレット端末の日常管理ということで、日常管理のことが項目として挙がっていますが、先ほど私が申し上げました、実際は子どもたちのスキルを高めるために、多分いろんな活用の仕方、場面があるかと思います。それについての今の時点で、こういうところに気をつけて欲しいとか、こういうところに懸念があるというところを、ご意見をいただきたいと思います。

1つ目の質問とちょっと重なる部分もあるかもわかりませんが、掘り下げただいて、ご意見いただければと思います。

○教育委員

タブレット端末を使ったりすることは、これから必要なスキルであると思いますが、私個人はアナログなので、今まで通りのアナログな授業を必ず残していただきたいのです。教員が前で板書をしていて、それを写して、その写す時の感覚とか、そういうところはタブレット端末やパソコンの操作で学習できないものですので、そういうものも私は教育だと思います。そういったことで脳もフル活用させていくこともすごく大切だと思います。

ICT教育とそういう今までの教育をうまく融合した教育をしていただきたいのです。

○市長

もうすでに行っている対応や検討があれば発表してください。

○教育委員

子どもがタブレット端末を使った調べ学習があります。インターネットで情報収集を行うということは一般でも大変活用されていて、私も仕事で使用するのですが、まず、インターネットで調べて、それから文献で裏を取る作業なのですが、仕事のスピードアップのためにやっていますけれどすごく便利で、すぐ答えを調べられてしまいます。そうすると、ただすぐ答えを調べられるので、それまでの過程というか、調べて答えに至るまでの思考力や、想像力が低下していくのではないかと思います。楽ですけど、今までは勉強するときには調べまして、様々な情報から、だんだん答えを得ていくという過程で、いろいろ思考が深まっていくというところがあります。その思考力とか想像力の低下については少し気になっています。

やはり、ネット検索においても、情報リテラシー教育で正しい情報を選別するというのも教えるのも重要だと思いますが、辞書や書籍で調査する、情報収集するという作業も、これまで通り教えていただきたいと思います。

○教育委員

教育委員会で、タブレット端末のカバーを設置する話がでておりますが、子どもたちが学校と家の間でタブレット端末を持ち運ぶときに、やはり一つ、高価なものでもありますし、精細なものでもありますので、子どもたちも大事に扱おうと思いますが、不可抗力で、壊れてしまったときに対して、保護者の方もきっと不安をお持ちになるだろうと思います。経済的な弁償はどうなるのか、それが故意であった場合はどうなるのか、そのあたりのところを一定、整理した上でないと、持って帰ってくれるのは嬉しいけれども、その補償とか弁償とか、壊れたことに対しても、何かこういうルールのもとでしっかり運用しているということがわかれば、少し安心されると思います。

○教育委員

1点目と2点目が混同すると思いますが、先ほど動画でもありましたけれども、クラスの誰々さんがどういう考え方をしているのか、どういうふうはこの問題の解き方をしているんだ、ということをお互いに共有ができます。そういうような場面というのが、このタブレット端末を使うことによって、非常に効果的にできると思います。従前でも班で話し合うなどの中で学んでいましたが、そういうのが非常に視覚的にできるという点がメリットだと思いますので、そのメリットを生かしていただいて、逆に子どもたちの思考力とか、自分と違う考え方を持っている子どももいるんだ、とかそんな活用の方法というのを考えていかなければならないと思います。

また、一方の課題としては、例えば視覚障がいの子どもであったり、いろいろな課題を有する子どもたちがたくさんおりますので、そういう中で、このタブレット端末を使うことにおいて、きめ細かな対応というのは、やはり必要です。

○市長

実際個々の児童生徒一人一人のスキルアップをするにあたってのご意見や、その日常管理という大きな意味での課題もいただきました。

また、特に心配されている点、実際保護者の立場で、心配されていること、ということのご意見もいただきました。

そういう中で、これまでのアナログ的な教育というものが、どんどん少なくなっていく、逆にタブレット端末に頼ってしまうような指導になってしまうのではないかと、ある意味人間味のある教育が失われるのではないかとというような懸念があるというご意見がございました。

また、インターネットを使った調べ学習によって答えがすぐ見つかることで、思考力の低下や、想像力の低下に繋がるのではないかと意見をいただきました。

タブレット端末破損時の補償について、保護者の不安というものを取り除くということを考える必要があるというご意見もございました。

実際に現場を見られた委員からは、班として取り組む学習にもタブレット端末の活用が非常に効果的だということ。また、特に支援を必要とする児童生徒への配慮、きめ細やかな対応というものが必要だというご意見もありました。

これまでもパソコンを取り入れた授業はしてきている中で、実際に家に持って帰るということにはなかったと思うんですけど、学校現場ですすでに対応できていること、考えていることなどいろいろあるかと思えます。

事務局として何か意見はありますか。

学校教育グループ課長

学校での情報モラル教育でありますとか、そういった部分については従前よりタブレット端末が導入されておりましたので、各校ごとに教育指導の計画を、学年ごとに1年間でどういった内容を学習するのかという計画を立てて、進めているところでございます。

ただし、今までは小学校の中学年あたりからこの情報モラル教育に取り組んでいるケースが多かったところですので、低学年からどうしていくかという課題を各校にお示しして、これについて、早急に取り組んでいく、またあるいは新たな計画づくりを進めて

いくように指示しているところがございます。

教育委員会から一つお示ししましたのは、例えば、道徳の学習の資料として、情報モラル教育と関わった部分は、必ず低学年から設定されております。

こちらは例えば、公的に示されている掲示物の内容を書き換える子どもがいたとして、それは一体どういう影響を与えるだろうかというような資料が小学校一年生の道徳の教科書に掲載されております。そういったところから、情報モラルの大切さを、それはどうして必要なのか、どうしていけないのかということを考えさせることをきっかけに、学習していくようなものでございます。こういった資料を収集して、計画的に取り組んでいく必要があるということを示しております。

○教育長

先ほど委員の話の中で、板書の関係ですね。板書については、一定 ICT 教育メリットの一つとして、板書が不要ということでそれと引き換えに授業の内容をじっくり理解できるということを期待していこうという面があります。その点と、それから従来の板書の持つ効果ですね。例えば忍耐力とか運筆力、読解力も当然、過去からのメリットとしてあります。その辺も、実際の運用の中でどうしていくのかということが一つテーマになってきます。その点について現時点での計画や運用面を含めて、何かあれば事務局から説明をお願いしたいと思います。

○教育部理事

今後もその両面とも大事にしていきたいと思っております。

やはり ICT 活用というのは、目的ではなく手段ですので、教育の目的や各教科等の目的がありますから、それを充実させるために、ICT の活用が効果的であれば、その単元のその部分、1 時間の授業の中でその部分を ICT 活用するということが大事だと思っております。ICT 活用だけで、それぞれの教科や教育の目的が達成されるわけではございませんので、その目的の達成に有効な手段のところでは使っていくということでありますので、今後も、やはり子どもが板書を見てそれをノートに写す、ノートに直接鉛筆で自分の考えをまとめる、ということも当然大事であります。

一人 1 台のタブレット端末が導入されたからといって、途端に、1 日 6 時間の授業すべてタブレット端末を使うとか、45 分、50 分の授業をすべて使い続けるということではなく、それぞれの場面場面で一番効果的で、その教科等の目的が達成されるにふさわしいところで有効に使っていく。

ただし、今後は、タブレット端末で文字入力したりとか自分の考えを伝えたりとかそういう面のスキルも大事であります。当初は、プリントに答えを書いたほうが早く、タブレット端末で答える方が時間がかかるということがあっても、タブレット端末でも自分のことが表現できる、答えられるというスキルもやはり大事にしていきたいです。実際、今後必要な力でありますから、両面大事に授業していくことが必要だということも、教員に、今後のいろいろな場、研修等でも伝えていきたいと考えております。

○教育長

もうひとつ、委員の方から、インターネット検索について、答えがすぐそこに出てきてしまうところがちょっと懸念されるというご意見でした。そういったことについては、検索前に、何らかの対応する授業が必要になってきます。その辺については、

現時点では何か事務局からありますでしょうか。

○学校教育グループ課長

先ほども説明しましたように、やはり子どもたちの学習の補助的な活用を考えておりまして、従来の子どもたちの課題解決の学びの流れがある中で、先ほど、映像で見ただけでしたが、従来はハサミで図形を切っていますが、その時間の短縮や自由な思考を補助するものとして、あのような授業が効果的です。すぐ答えというのではなく、課題解決の流れを今後も重視しながら、活用を進めてまいります。

○教育長

もう1点、委員から機器の管理ということで、その破損であるとか、故障などの対応について、事務局から説明してください。

○教育総務グループ課長

日常の機器の管理ですが、今のところはまだ案の段階でございますが、使用が不慣れな低学年向けに保護カバーの装着や、他自治体の事例ということで、これからの調査にはなりますが、動産保険的な対応ができるかどうか、調査を進めているというような状況でございます。

○市長

3つ目の課題として、家庭における通信環境整備という項目が上がっています。

先ほど、通信環境をどう整えていくかという中で、学校内での環境を整えることも当然ありますし、一方家庭でも、もしかしたらタブレット端末を使って、というようなことも考えられますので、家庭でのインターネット環境をどう整えるか。

市全体としては、やはり、社会教育という大きな観点から考えたときに、地域の中にも、こういう ICT を活用して子どもと関わる機会を、というような考え方もあります。その地域の中に、社会教育の中に、この ICT をどう活用して、子どもの子育てとか教育に関わっていけるかと。そういうようなことも、将来的には考えていきたいということもありますし、そういうことを考えたときに、どういう課題、もしくは考え方が必要かというところで、ご意見をいただければと思います。

○教育委員

家庭に環境整備をしていただくとなったときに、恐らく経済状況によって、その負担の割合が変わってくると思います。市としては、何らかの援助をしながら、ということになると思うのですが、Wi-Fi 環境を整備するにあたって、家庭の経済的な格差が露骨に子どもに影響を及ぼさないようにということは、ぜひお願いしたいです。

そして、今市長がおっしゃったことを共感して聞かせていただいたのですが、社会教育の中で ICT 活用ということになれば、そもそも、フリーWi-Fi を使えるような社会教育施設というのを、小さな小学生も行ける範囲で用意していただいて、万が一家庭での Wi-Fi 環境が整わない場合でもそこに行けば同じようにタブレット端末を使える環境整備を実現していただけたらと思います。また、そこに、地域のボランティアなどで、その ICT について、ある程度子どもの質問にも答えられるような大人がいれば、ICT を使って、新たな地域づくりができるうえに、不利な状況を抑えることができるのではないのでしょうか。

もう一つ、家庭に関して、宿題が増えないかという点は心配です。いろいろと交流で

きるような学習ツールがあって、自動採点できるとなると、教員の側は、やはり勉強してほしい、たくさん学んでほしいと思っていますが、自分の採点の負担との兼ね合いの中で課題はこれぐらいにしようかと調整されている場合は、自分の負担が軽減されるならば、これだけやってほしいという気持ちが前面に出ては困ります。教員研修の中でそんなふうに偏りがないように伝えていただけたらと思います。

○教育委員

宿題が増えないか、ということですが、逆に考えると、習熟度に応じた課題を提供できるということで、それぞれの習熟度に応じて習熟度が高い子どもについてはどんどん新しい課題にチャレンジできる。ゆっくりできる子はゆっくりできる。両面があると思いますので、その両面を上手に使い分けする必要があります。

また、同じ意見ですが、やはり家庭の状況は様々違いますので、すべてどの家庭でも環境が整うような形での支援策を検討していただきたいです。

○教育委員

やはり家庭環境、家庭の負担ですよね。

また、社会教育のところで、連携して使えるようにしていただきたいです。小学生の子が行ける施設になるかと思いますが、公民館であったり、UPっぷですね。

子どもたちが一人1台タブレット端末を持って行けて、宿題や課題がそれででき、家では環境が整わなくても、子どもがいける社会教育施設で、フリーWi-Fiが使える環境を整えていただければと思います。

先ほどの市長のお話でしたので、同意しながら聞いていました。

○教育委員

同じ意見ですが、家庭の通信環境整備は、やはり格差が出ないようにしないとイケないと思います。デジタルドリルですが、これは良いと思っています。自分のレベルに合わせた問題が出たり、苦手な単元を動画で見ると書いてありますが、できなかったところが、できるようになって確かな学力をつけていくということになると、これはやはり自宅学習が主になるのではないかと思います。

個別最適化ということですので、個別にやっていくことになるとと思います。そのうえで、家庭によってWi-Fi環境がなければ自宅でこの学習ができないという子が出てくるとやはり格差が出てきます。家庭にICTのメリットや通信環境の必要性を啓発することがまず大事だと思いますけど、それでもやはり、準備できないところがあるのであればやはり、市の支援を検討していく必要があるのではないかと思います。

社会教育の方なのですが、地域の人に、ICTに詳しい人が絶対に必要ではないかと思っています。年配の方でも詳しい方がいらっしゃるとは思いますが、そういう人を中心にやっていくことができたらいいのではないのでしょうか。そういう人を見つけていく必要があるかなと思います。

○教育長

先ほどから出ておりますWi-Fi環境について、現状の対応について、事務局では、インターネット環境のない児童生徒に対しては、仮に今、学校が休校になった時に通信環境の担保ができています状態にあります。この点について説明いただければと思います。

○教育総務グループ課長

Wi-Fi 環境が整っていない家庭につきましては、コロナの対応のひとつでございまして、休校措置がとられた時に、学びの保障をどのように行うかということで、モバイルルーターを今年度7月補正予算で200台を準備させていただいております。万が一、緊急事態が生じたときには、その環境が整っていない家庭に対しまして、直ちに貸し出しができるような体制は整えております。

○教育長

やはり、IT教育という部分とICT教育という部分があり、その一つのことについての違いということが一番大きな内容になってくると思っております。私は特にこのICTの「C」の部分。これについては「コミュニケーション」というところが非常に重要視されてくるだろうと。やはり教育振興基本計画でも、今後、学校・家庭・地域ということで、広い社会全体での子どもの教育とICTの役割、「C」の部分ですね、ここを生かしながら、進めていけたらと思います。

○市長

3つの課題についてご意見いただきましたので、最後にまとめをさせていただきます。今いろいろと、教育委員からご意見をいただきました。課題については、当然対応できる部分については、それぞれの担当で対応を是非ともお願いしたいと思います。

それと、大阪狭山市、もしくは市の教育委員会がめざすべき方向というのは、今回、教育振興基本計画でもありましたように、「学びあい、つながりあい」という、このキーワードですね。

これはやはり、大阪狭山市の教育や子育ての基本の考え方だと私は思っています。そこで繋がり合う一つ的手段として、やはりこのICTが、必要だと思います。そういう意味では、そのスキルをしっかりと学校で学ぶ、あるいは家庭で学ぶ、もしくはそういう環境を整備するということは、市にとっても、もしくは市の教育委員会にとっても、責務であるというふうに認識をしています。

また、今後、今モデルで試行的に動いていますコミュニティスクールも、やはり学校と地域をいかに結びつけて、連携強化を図るかということでありますので、そういう点も踏まえて、やはりこのICTを活用しながら、学校を中心に、地域との結びつきや家庭との結びつきを、いかに作っていくかということが、今のご意見いただいた、社会教育という部分も非常に大きな役割を担ってくるのかなと考えています。

まだこれからというところでありますので、また、様々な方面からご意見をいただきながら、足りない部分については、市として、もしくは市の教育委員会としてしっかりと対応して、環境整備に努めていきたいと思っておりますので、教育委員会の皆様のご協力をお願いします。

教育長はいかがでしょう。

○教育長

今日は様々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ICT教育には非常に大きな期待、それから課題等につきまして、本日は情報共有できたと思います。本格導入に当たりましては大いに参考にさせていただきたいと思っております。

特に事務局として配慮していきたいと思っておりますのは、今年度一人1台のタブレット端末整備が一気に進みました。このことによりまして、学校現場、特に今年はコロ

ナ対応で、非常に教員方の負担は大きくなっています。

事務局といたしましては、機器のセットアップでありますとか、研修など教員の支援ということに、尽力したいと思っています。

いずれにいたしましても、タブレット端末の整備が目的ではございませんので、メリット・デメリットを見極めながら、子どもたちの確かな学びということで有効活用をしていきます。以上です。

○市長

ありがとうございました。そうしましたら、案件の2として「その他」がありますが、何か事務局からありますか。

事務局（政策推進部企画グループ課長）

事務局からその他の案件につきましてはございません。

○市長

そうしましたら、以上をもちまして、令和2年度第1回大阪狭山市総合教育会議を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見、また熱心なご意見をいただきました。ありがとうございました。